

## 令和6年度危険物取扱者保安講習（市原会場・千葉会場）のご案内

消防法第13条の23に定める危険物取扱者保安講習が（一社）千葉県危険物安全協会連合会により、次のとおり実施されます。

講習日時	令和7年1月31日（金）	午前：給油取扱所	午後：Jリナート
	令和7年2月 5日（水）	午前：一般	午後：給油取扱所
	令和7年2月14日（金）	午前：Jリナート	午後：一般

講習会場	令和7年1月31日（金）	市原市市民会館（市原市惣社1-1-1）
	令和7年2月 5日（水）	千葉市市民会館（千葉市中央区要町1-1）
	令和7年2月14日（金）	//

講習料 5,300円（千葉県収入証紙）

※ 千葉県収入証紙は、各市町会計課、地域振興事務所等で販売しています。

申請期間 令和6年12月2日（月）～令和6年12月6日（金）

受付場所 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（窓口申請のみ）  
（一社）千葉県危険物安全協会連合会（窓口申請・郵送申請）

※ 申請書裏面に**危険物取扱者免状の写し(表裏)**を必ず貼付してください。  
申請書は、消防本部及び各消防署・分署にあります。が、（一社）千葉県危険物安全協会連合会ホームページよりダウンロードできます。

問合せ先 （一社）千葉県危険物安全協会連合会  
電話 043-266-7930  
HP <http://www.ckianren.server-shared.com>  
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 予防課予防係  
電話 0470-80-0132

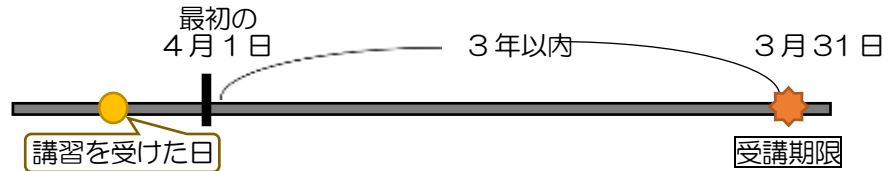
千葉県内各地で開催される対面講習とオンライン講習の日程等については、（一社）千葉県危険物安全協会連合会ホームページにてご確認ください。

## 危険物取扱者保安講習の受講期限



保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

継続して危険物取扱作業に従事している者

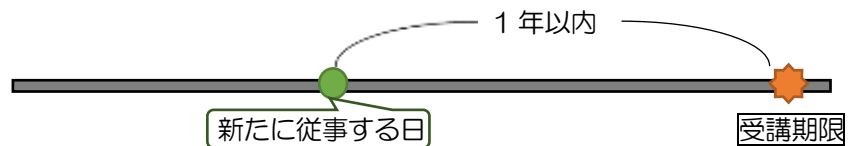


(例) 受講した日 令和3年(2021年)10月8日  
 最初の4月1日 令和4年(2022年)4月1日  
 受講期限 令和7年(2025年)3月31日



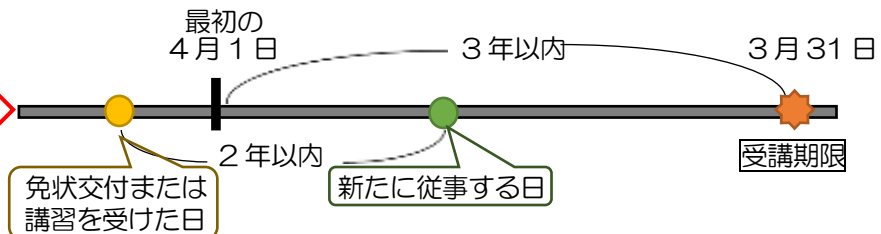
危険物の取扱作業に従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。  
 ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

新たに危険物取扱作業に従事する者



(例) 新たに従事する日 令和5年(2023年)10月1日  
 受講期限 令和6年(2024年)9月30日

従事する前2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合



(例) 新たに従事する日 令和5年(2023年)10月1日  
 免状交付日又は受講した日 令和4年(2022年)1月26日  
 最初の4月1日 令和4年(2022年)4月1日  
 受講期限 令和7年(2025年)3月31日

※ 危険物取扱作業に従事していない者は、法令上、特に受講する義務はありません。